

霧島市封筒類広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）第4条の規定に基づき、市が作成する封筒類（以下「封筒類」という。）への広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒類)

第2条 広告を掲載する封筒類は、市が通信用として使用する角形2号（大封筒）、長形3号（中封筒）、長形40号（小封筒）及び汎用圧着はがきとする。ただし、その他の広告掲載可能な封筒類については、必要に応じて市長が定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第3条 広告の掲載位置は、封筒類の裏面を使用し、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める枠数を上限とする。

- (1) 角形2号（大封筒） 6枠
- (2) 長形3号（中封筒） 2枠
- (3) 長形40号（小封筒） 2枠
- (4) 汎用圧着はがき 1枠
- (5) 前条ただし書に規定する封筒類 前各号を基準として定める枠

(広告の掲載規格)

第4条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める規格を上限とする。ただし、第8条第2項に規定する複数枠を使用する場合のほか、広告の効果的表現上必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 角形2号（大封筒） 1枠の大きさ縦8センチメートル、横10センチメートル
- (2) 長形3号（中封筒） 1枠の大きさ縦10センチメートル、横8センチメートル
- (3) 長形40号（小封筒） 1枠の大きさ縦7センチメートル、横8センチメートル
- (4) 汎用圧着はがき 1枠の大きさ縦8.5センチメートル、横10センチメートル
- (5) 第2条ただし書に規定する封筒類 前各号を基準として定める規格

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める1枠当たりの額に、募集した封筒類の作成枚数及び消費税を乗じて得た金額とする。ただし、第8条第2項に規定する複数枠を使用した場合は、当該枠数に応じた金額とする。

- (1) 角形2号（大封筒） 1枠当たり2円
- (2) 長形3号（中封筒） 1枠当たり2円
- (3) 長形40号（小封筒） 1枠当たり2円
- (4) 汎用圧着はがき 1枠当たり2円
- (5) 第2条ただし書に規定する封筒類 前各号を基準として定める金額

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、広告を募集した封筒類の使用が終了するときまでとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、市の広報誌及びホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 封筒類に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、霧島市封筒類広告掲載申込書(第1号様式)に広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、複数枠の申込をすることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、霧島市広告掲載等基準(平成19年霧島市告示第213号)により掲載の可否を審査し、広告事業者を決定するものとする。

2 広告事業者として決定した申込者の数が、第3条に規定する掲載枠を超えた場合は、抽選により決定する。

3 掲載の位置は、抽選により決定する。

4 市長は、封筒類広告の掲載を決定したときは、霧島市封筒類広告掲載決定通知書(第2号様式)により、封筒類広告の掲載をしないこととしたときは、霧島市封筒類広告非掲載通知書(第3号様式)により、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条第4項による封筒類広告掲載決定通知を受理した申込者(以下「広告主」という。)は、第5条に規定する広告掲載料の全額を、市長が定める期限までに納付しなければならない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿の作成は、霧島市広告掲載等基準により広告主が行う。

2 市長は、広告内容等に疑義がある場合、事前に協議するものとする。

3 市長は、第9条第1項の広告審査の結果により広告内容等の修正を求めることができる。

4 広告原稿の作成に係る費用は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告を印刷する前において次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき。

(2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が封筒類への広告の掲載が適当でないと判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。

(広告掲載の中止及び損害賠償)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その広告掲載を中止することができる。この場合、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、当該広告主以外の広告主に対し、残存封筒類の枚数に相当する広告掲載料は返還するものとする。

- (1) 広告主が、霧島市広告掲載等基準第 4 条に規定する業種又は事業を営む者となったとき。
- (2) 広告主が、市の名誉と信用を失墜させるような行為又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項各号において広告を中止したことにより市が損害を受けたときは、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

(広告掲載に伴う責務)

第 15 条 掲載した広告の内容等に関する責任は、当該広告主が負うものとする。

(協議)

第 16 条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主が協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。